令和四年八月五日

総務大臣

金子

恭之

する。 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布 | 〇法務省告示第百四十五号

御 名 御

璽

令和四年八月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十号

この政令を制定する。 内閣は、計量法(平成四年法律第五十一号)第百五十八条第一項及び第百六十八条の規定に基づき、 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

(計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

第一条 号)の一部を次のように改正する。 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成二十九年政令第百六十三

附則別表の一の項を削り、 同表の二の項を同表の一の項とし、同表に次のように加える。

コンベヤスケール 令和十年四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一日	
マベヤスケール 令和十年四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一日	二
ゲール 令和十年四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一日	ベ用ツ
令和十年四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一	ケはス
和十年四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一	ルり 及ル び、
牛四月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一	
月一日 令和十三年四月一日 令和二年四月一	牛
· 令和十三年四月一日 令和二年四月一	
和十三年四月一日 令和二年四月一	日
十三年四月一日 令和二年四月一	令和
四月一日 令和二年四月一	十二
一日一令和二年四月一	四
令和二年四月一	
和二年四月一	
<u></u> 月	令 和 一
	应
Н	
	Н

(計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 に改正する。 計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第六十号) の一部を次のよう

(計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正) 附則第二項中「令和四年四月一日」を「令和六年四月一日」 に改める。

官

第三条 計量法関係手数料令の一部を改正する政令(令和二年政令第百四十号)の一部を次のように 改正する。

附則第二条中 「令和五年四月一日」を 「令和十年四月一日」 に改める。

附

この政令は、 令和四年八月八日から施行する。 ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 経済産業大臣 岸田 文雄 萩生田光一

令和四年度日豪実動訓練

名

派遣人数(概数) 玉 外 派 遣 期 間 令和四年八月六日から令 オーストラリア 四十人程度 和四年八月二十九日まで

○法務省告示第百四十四号 四 遣 地

次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、 号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、

同

条第二項の規定に基づき、告示する。

○総務省告示第二百四十二号

告

示

公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九

 \equiv

愛媛県西条市役所保存の次の除籍が滅失した。 令和四年八月五日

愛媛県西条市氷見乙二百六十五番地 法務大臣 古川 吉岡 禎久 曉子一生年月日

氏

名

令和四年八月五日

令和四年八月五日 長野県東御市役所保存の次の除籍が滅失した。

長野県北佐久郡北御牧村大字八重原二千九百五 法務大臣 古川 小林 さだ 禎久

○法務省告示第百四十六号

ビクトリア州において弁護士に相当する資格を取 得している者として外国法事務弁護士となる資格 の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア 別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特

令和四年八月五日

生年月日 千九百八十三年十月二十一日 名 ラクラン・ユージン・クランシー 法務大臣 古川 禎久

氏

○法務省告示第百四十七号

条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のと おり特定外国法を指定した。 別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第十六 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特

法務大臣 古川 禎久

指定を受けた者

令和四年八月五日

生年月日 千九百八十三年十月二十一日 指定をした特定外国法 名 ラクラン・ユージン・クランシー

特別措置法第十六条第一項第一号によるもの 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する 連合王国において効力を有し、又は有した法

〇法務省告示第百四十八号

別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条 の規定に基づき、次の者に対し、香港において弁 法事務弁護士となる資格を承認した。 護士に相当する資格を取得している者として外国 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特

千九百八十年八月二十日 ボニー・ワイユー・コン 法務大臣 古川 禎久

○外務省告示第二百八十七号

リタニア・イスラム共和国について効力を生じ 同条約及び同議定書は、令和四年八月一日にモー する議定書」の批准書を令和四年四月二十九日に び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された た。 経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、 た「租税に関する相互行政支援に関する条約」及 十三年一月二十五日にストラスブールで作成され 「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正 モーリタニア・イスラム共和国政府は、昭和六

令和四年八月五日 (令和四年五月二十日付け欧州評議会書簡)

外務大臣臨時代理 国務大臣 松野

博

○外務省告示第二百八十八号

令和四年十一月十日にフィリピン共和国について 約第一条の改正」の批准書を令和四年五月十日に 効力を生ずる。 国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、 られる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条 与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認め 十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を フィリピン共和国政府は、平成十三年十二月二

(令和四年五月十一日付け国際連合事務総長書

令和四年八月五日

外務大臣臨時代理

国務大臣

○国土交通省告示第七百九十七号 博

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの で、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 一号)第一条の規定に基づき、告示する。 令和四年八月五日 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の

砂防法第二条の土地に係る河川の名称 国土交通大臣

砂防法第二条の土地の表示

イ 新潟県新発田市上赤谷字雁取川東、字加治 のうち、次の一点から五点までを順次結んだノ下、字中丸及び字雁取川西の区域内の土地 点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結 地の境界線に沿って結んだ線、六点から十三 第千二百四十号で指定した棚橋川に掲げる土 線、五点と六点を平成十九年国土交通省告示